

ツナガットー規約

第1条（名称）

本会は、ツナガットーと称する。

第2条（事務所所在地）

本会は、連絡事務所を代表宅に置く。

第3条（目的）

本会は、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した人々が平穏な日常生活や心身の健康を取り戻す為の援助を行い、こうした活動の実施を通じ、会員相互の親睦を図り、また、住民が相互に支え合う地域社会の機能を活性化することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 被災者の短期滞在受け入れに関する活動
- (2) チャリティー行事の運営
- (3) 活動報告、交流を目的とする行事の運営
- (4) 関連機関・団体への連絡要請等
- (5) その他目的を達成する為の活動

第5条（組織・運営）

本会に、次の執行メンバーをおく。

代表 1名
副代表 若干名
会計 若干名
運営委員 15名以内

- 2 執行メンバーの他に、監事1名をおく。
- 3 監事は、業務遂行の状況、又財産の状況を監査する職務を行い、本会の業務又は財産に関し不正又は規約に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会に報告することとする。
- 4 執行メンバー、監事は総会において選任し、任期は原則として4月1日より翌々年の3月31日までの2年とするが、再任を妨げない。
- 5 執行メンバーの他に顧問をおくことができる。

第6条（会員）

本会の目的に賛同して入会した個人及び団体は正会員とし、本会の実施する活動に参画する権利及び総会における議決権を有する。

- 2 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 3 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに代表に届け出る事とする。
- 4 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 5 会員の退会は、何人も是を妨げてはならない。
- 6 既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。
- 7 会員が次の各号の一に該当する場合には、これを除名することができる。
 - (1) この規約等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 第9条の行為をしたとき。

第7条（総会）

総会は本会の最高決議機関である。

2 総会は、毎年一度開催することとし、次の場合臨時総会を開催することができる。

(1) 代表が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第5条第3項の規定に基づいて招集するとき。

3 総会は会員の4分の1以上の出席により成立し、議決は出席人数の過半数をもってなす（但し委任状を含む）。

4 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

5 総会は、次の事項について議決、及び報告する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 執行メンバーの選任又は解任

(3) 規約の改正

(4) 会員の加入及び脱退

(5) 会費の額

(6) その他必要と認めた事項

第8条（会計）

本会の活動費は、会員からの会費、イベント等の収益金、内・外部からの寄付金、助成金或いは補助金等によるものとする。

2 本会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

3 執行メンバー又は監事から会計書類の提出を求められた場合、会計は直ちに提出しなければならない。

第9条（禁止事項）

活動における宗教の勧誘、個人の利益を目的とした販売行為、誹謗中傷行為を禁止する。

第10条（解散）

本会の解散については、総会において会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

2 本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

附則抄

1 本会の設立の日は、平成24年1月23日とする。

2 この規約は、本会の設立の日から施行する。

5 本会の年会費は下記のとおりとする。

(1) 法人正会員 10,000円

(2) 個人正会員 3,000円

(3) 学生正会員 1,500円

附則（平成26年5月25日）

この規約は、平成26年5月25日から施行する。